

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第7号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲) 第3条・第4条 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあっては、<u>15年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額) 第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、<u>15年</u>）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の規定の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第</p>	<p>(職員の範囲) 第3条・第4条 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあっては、<u>10年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額) 第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、<u>10年</u>）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の規定の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第</p>

2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 略

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	略	略	円
1年未満			55,000
1年以上2年未満			54,000
2年以上3年未満			53,000
3年以上4年未満			52,000
4年以上5年未満			51,000
5年以上6年未満			50,000
6年以上7年未満			45,000
7年以上8年未満			40,000
8年以上9年未満			35,000
9年以上10年未満			30,000
10年以上11年未満			25,000
11年以上12年未満			20,000
12年以上13年未満			15,000
13年以上14年未満			10,000
14年以上15年未満			5,000

2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 略

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	略	略	円
1年未満			30,000
1年以上2年未満			27,000
2年以上3年未満			24,000
3年以上4年未満			21,000
4年以上5年未満			18,000
5年以上6年未満			15,000
6年以上7年未満			12,000
7年以上8年未満			9,000
8年以上9年未満			6,000
9年以上10年未満			3,000
10年以上11年未満			
11年以上12年未満			
12年以上13年未満			
13年以上14年未満			
14年以上15年未満			

略
備考
略

略
備考
略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。